合志市ふるさと創生基金条例施行規則（平成 18 年２月 27 日規則第 48 号）

改正
平成 18 年５月 22 日規則第 154 号
平成 19 年３月 29 日規則第７号
平成 20 年５月 21 日規則第 26 号
平成 20 年７月 30 日規則第 32 号
平成 22 年７月１日規則第 18 号
平成 23 年３月７日規則第６号
平成 23 年３月 10 日規則第 10 号
平成 24 年１月 12 日規則第１号
平成 24 年３月８日規則第４号
平成 25 年３月 27 日規則第８号

（趣旨）

第１条　この規則は、合志市ふるさと創生基金条例（平成 18 年合志市条例第 61 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（運用の範囲）

第２条　基金の運用は、次に掲げる事業に参加するものの経費の一部の補助に充てるものとする。

（１）　地域活性化、教育、福祉又は産業の振興のため、市民が行う自主調査研究又は研修事業

（２）　スポーツ、文化、教育その他の大会に出場したもので、市長が適当と認める別表に掲げる事業

（３）　その他市長が必要と認める事業

（補助の対象）

第３条　前条の補助の対象は、市内に住所を有する者及びその者で構成された団体とする。ただし、市税等の滞納のある世帯の者、及び市から補助を受けている団体は除くものとする。

２　合志市部活動各種大会等出場補助金交付要綱（合志市教委告示第４号）第２条に規定する補助金の交付対象となるものは、本規則の補助対象から除くものとする。

（審議会）

第４条　市長は、第２条第１項第１号及び第３号の申請があった場合、当該補助金交付の可否及び補助金の額について、合志市総合政策審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

２　審議会への諮問は、審議会開催日に合わせるものとし、毎年度最後の審議会開催後、申請のあったものについては、翌年度の審議会に諮問することができるものとする。

（補助対象経費）

第５条　第２条第１項第１号及び第３号に定める補助事業の対象経費は、次に掲げる経費のうち自己負担に係るものとする。

（１）　報償費　謝礼金、賞与及び賞金等

（２）　旅費　交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃等）及び宿泊料等

（３）　需用費　消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費等

（4） 役務費　通信運搬費及び広告料等
（5） 使用料及び賃借料　有料道路通行料、駐車料及び借上料等
（6） 原材料費　物品を生産するための原料及び材料に要する経費等
（7） その他市長が特に必要と認める経費
2　旅費は、原則として最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。
3　宿泊料は、原則として実費とし、1泊につき1人定額 10,900 円を上限とする。
4　第1項に該当する経費であっても、ふるさと創生を達成する趣旨に合わないものについては、補助の対象としないものとする。

（補助率等）

第6条　補助金の額は、予算の範囲内において、次に定めるところによる。
（1） 第2条第1項第1号に該当する事業については、対象経費の2分の1以内の額とし、かつ、研修については、1人 10 万円以内の額とする。
（2） 第2条第1項第2号に該当する事業については、別表に掲げる額とする。
（3） 第2条第1項第3号に該当する事業については、対象経費の2分の1から 10 分の 10 以内の額とし、かつ、研修については、1人 10 万円以内の額とする。

（補助金交付申請）

第7条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、高校生については、保護者が申請するものとする。
（1） 第2条第1項第1号及び第3号の場合　事業計画書、研修等に係る経費の明細書及び参加予定者名簿（参加予定者が複数の場合）
（2） 第2条第1項第2号の場合　大会等に参加したことが確認できる書類
（3） その他市長が必要と認める書類
2　第2条第1項第1号及び第3号に該当する事業の申請者は、事業実施日までに申請しなければならない。
3　第2条第1項第2号に該当する事業の申請者は、事業終了後、事業終了年度内に申請しなければならない。ただし、事業終了が3月にかかるものについては、事業終了後、1月以内に申請することができるものとする。
4　第2条第1項第2号に該当する事業で、同一補助対象者への同一年度内の補助金交付回数は2回を上限とする。ただし、事業開催年度末の年齢が満 20 歳以下の補助対象者及び海外で開催される事業はこの限りではない。
5　第2条第1項第1号及び第3号に該当する事業で、過去に当該基金からの補助金を受けた事業（同じ目的の事業を含む。）について、同一申請者からの再度の申込みは、当該補助を受けた事業実施年度から5年間はできないものとする。

（研修報告書の提出）

第8条　申請者は、研修事業等を終了したときは、次の書類を添えた研修報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、第2条第1項第2号の事業は、除くものとする。
（1） 参加者名簿（参加者が複数の場合）

（２）　研修等成果報告書（様式第４号）
（３）　研修等に係る支出費用の明細書
（４）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第９条　市長は、前条の研修報告書を受理した後、審議会の答申を受け補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第５号）をもって申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付の決定の取消し及び変更）

第 11 条　市長は、補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、虚偽の申請又は不当な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができるものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又は変更したときは、補助金交付決定取消し（変更）通知書（様式第６号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 12 条　市長は、前条の規定により、補助金交付決定を取り消し、又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（疑義の解決）

第 13 条　補助金の決定等に関する事務に疑義の生じたときは、審議会に諮り決定するものとする。

（事務の所管）

第 14 条　この基金の施行に関する事務は、政策部企画課において処理する。

（その他）

第 15 条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この規則は、平成 18 年２月 27 日から施行する。
附　則（平成 18 年規則第 154 号）
この規則は、公布の日からから施行し、平成 18 年５月８日から適用する。
附　則（平成 19 年規則第７号）
この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。
附　則（平成 20 年規則第 26 号）
この規則は、平成 20 年５月 21 日から施行する。
附　則（平成 20 年規則第 32 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成 22 年規則第 18 号）
この規則は、平成 22 年７月１日から施行する。
附　則（平成 23 年３月７日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年２月８日から適用する。
附　則（平成23年３月10日規則第10号）
この規則は、平成23年４月１日から施行する。
附　則（平成24年１月12日規則第１号）
この規則は、平成24年１月12日から施行する。
附　則（平成24年３月８日規則第４号）
この規則は、平成24年３月８日から施行する。
附　則（平成25年３月27日規則第８号）
この規則は、平成25年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

事業	開催地	補助対象者	補助金の額
熊本県以外の都道府県において開催されるスポーツ、文化、教育その他の大会に出場した者で、市長が適当と認めるもの	九州（沖縄県内を除く。）	個人	５千円
	上記を除く国内	個人	１万円
	海外	個人	２万円

＊　補助対象者は、下記の条件に該当する者とする。
①　県又は地域の予選会に出場し、上位大会出場の権利を得た者とする。
②　高等学校・大学連盟、県レベル以上の協会の推薦を受けた者とする。
※同一補助対象者への同一年度内の補助金交付回数は２回を上限とする。ただし、事業開催年度末の年齢が満20歳以下の補助対象者及び海外で開催される事業はこの限りではない。

ふるさと創生基金補助金第2条第1号（研修等）一覧表

年度	受付番号	申請期日	申請者	事業等名	期間	行き先	総額	うち、補助対象	1/2	交付額	年度計
H18	19	H18.6.21	西合志町商工会 青年部長　小牧　巌	商工会青年部県外研修	H18.6.24～25	福岡県福岡市	117,500	104,900	52,450	52,000	1,106,000
	20	H18.6.29	JA菊池合志中央支所 花卉部会 坂本　耕三	第4回全国カスミソウ北海道サミット	H18.6.24～25	北海道夕張郡由仁町	1,058,850	299,312	149,656	149,000	
	38	H18.8.13	城　英一	熊本県農協青壮年部協議会 ヨーロッパ農業視察研修	H18.6.24～25	オランダ、ドイツ、フランス等	521,140	176,500	88,250	88,000	
	39	H18.8.14	角田 泰隆	熊本県農協青壮年部協議会 ヨーロッパ農業視察研修	H18.6.24～25	オランダ、ドイツ、フランス等	521,140	176,500	88,250	88,000	
	40	H18.8.15	上野　昌彦	熊本県農協青壮年部協議会 ヨーロッパ農業視察研修	H18.6.24～25	オランダ、ドイツ、フランス等	521,140	176,500	88,250	88,000	
	41	H18.8.16	大島　健	熊本県農協青壮年部協議会 ヨーロッパ農業視察研修	H18.6.24～25	オランダ、ドイツ、フランス等	521,140	176,500	88,250	88,000	
	62	H18.9.13	合志町商工会長 荒木義行	三町商工会女性部研修	H18.6.24～25	山口県下関市	663,000	165,500	82,750	82,000	
	85	H18.11.17	合志市乳牛改良同士会	合志市乳牛改良同士会研修	H18.6.24～25	沖縄県	577,158	376,509	188,255	188,000	
	86	H18.12.1	西合志町商工会 会長　上林節郎	平成18年度西合志町商工会役員海外研修	H18.6.24～25	中国・上海	1,188,792	629,875	314,938	283,000	
H19	申請なし										0
H20	申請なし										0
	91	H22.2.2	宮田　美野枝	第27回地域づくり団体全国研修交流会佐賀大会	H22.2.5～6	佐賀県佐賀市	17,500	17,000	8,500	8,500	44,500
	92	H22.2.2	西　定彦	第27回地域づくり団体全国研修交流会佐賀大会	H22.2.5～6	佐賀県佐賀市	17,000	15,000	7,500	7,500	
	93	H22.2.2	衛藤　剛	第27回地域づくり団体全国研修交流会佐賀大会	H22.2.5～6	佐賀県佐賀市	17,000	15,000	7,500	7,500	
	94	H22.2.2	田端　眞知子	第27回地域づくり団体全国研修交流会佐賀大会	H22.2.5～6	佐賀県佐賀市	17,000	14,000	7,000	7,000	
	95	H22.2.2	石丸　勲子	第27回地域づくり団体全国研修交流会佐賀大会	H22.2.5～6	佐賀県佐賀市	17,000	14,000	7,000	7,000	
	96	H22.2.2	長尾　純恵	第27回地域づくり団体全国研修交流会佐賀大会	H22.2.5～6	佐賀県佐賀市	17,000	14,000	7,000	7,000	
H22	86	H22.8.25	木村　匡伸	熊本県農協青壮年部協議会　海外研修	H22.8.26～9.2	スペイン・フランス	533,740	403,740	201,870	100,000	200,000
	87	H22.8.25	松永　友泰	熊本県農協青壮年部協議会　海外研修	H22.8.26～9.2	スペイン・フランス	533,740	403,740	201,870	100,000	
H23		H23.11.9	大嶋　和博	谷口21世紀農場視察とタイ農業の研修	H23.11.11～11.15	タイ王国　チェンライ	167,000	145,800	72,900	72,900	437,400
		H23.11.9	島田　敏春	谷口21世紀農場視察とタイ農業の研修	H23.11.11～11.15	タイ王国　チェンライ	167,000	145,800	72,900	72,900	
		H23.11.9	大嶋　秀幸	谷口21世紀農場視察とタイ農業の研修	H23.11.11～11.15	タイ王国　チェンライ	167,000	145,800	72,900	72,900	
		H23.11.9	本田　義治	谷口21世紀農場視察とタイ農業の研修	H23.11.11～11.15	タイ王国　チェンライ	167,000	145,800	72,900	72,900	
		H23.11.9	原田　政幸	谷口21世紀農場視察とタイ農業の研修	H23.11.11～11.15	タイ王国　チェンライ	167,000	145,800	72,900	72,900	
		H23.11.9	古荘　泰	谷口21世紀農場視察とタイ農業の研修	H23.11.11～11.15	タイ王国　チェンライ	167,000	145,800	72,900	72,900	

ふるさと創生基金補助金第2条第1号（研修等）一覧表

年度	受付番号	申請期日	申請者	事業等名	期間	行き先	総額	うち、補助対象	1/2	交付額	年度計
H24	258	H25.3.15	三山　容弘	デジタルコンテンツオブジイヤー'12第18回AMDアワード授賞式事例発表並びに「杉並TV」視察	H25.3.19～3.20	東京都	50,000	50,000	25,000	25,000	67,000
	259	H25.3.15	吉永　健司	デジタルコンテンツオブジイヤー'12第18回AMDアワード授賞式事例発表並びに「杉並TV」視察	H25.3.19～3.20	東京都	42,000	42,000	21,000	21,000	
	260	H25.3.15	吉村　明子	デジタルコンテンツオブジイヤー'12第18回AMDアワード授賞式事例発表並びに「杉並TV」視察	H25.3.19～3.20	東京都	42,000	42,000	21,000	21,000	
H25	1	H25.4.1	野田　貴公	第32回オールインワン海外研修第4回ヨーロッパ研	H25.6.9～6.18	ドイツ・スイス・イタリア	608,000	608,000	304,000	100,000	315,700
	35	H25.6.26	佐々木　隼	平成25年度熊本県農業関係高等学校海外派遣事	H25.7.27～7.31	台湾	91,787	35,000	17,500	17,500	
	55	H25.8.20	林　祐一	農産物販路研究に伴う消費者動向調査及び販売価格調査並びに販路拡大に伴う先進地研修	H25.9.22～9.24	神奈川県藤沢市・東京都江東区・東京都大田区	157,788	157,788	78,894	78,800	
	56	H25.8.20	鈴木　真治				74,167	74,167	37,083	37,000	
	57	H25.8.20	鈴木　真吾				74,167	74,167	37,083	37,000	
	115	H25.10.31	江﨑　孝俊	第31回地域づくり団体全国研修交流会福井大会	H25.11.15～11.17	福井県内	62,010	45,410	22,705	22,700	
	116	H25.10.31	来海　恵子				65,410	45,410	22,705	22,700	
H26	申請なし										0
H27	47	H27.6.1	月野　陽・月野　亜衣	イタリア農家めぐり研修	H27.6.25～7.3	イタリア	767,875	677,425	338,712	200,000	409,016
	58	H27.7.22	宮原　和佳	モスクワ国立ボリジョイバレエ学校夏季レッスン	H27.7.29～8.6	ロシア　モスクワ	456,010	456,010	228,005	100,000	
	94	H27.8.28	池田　祥	牧場のヨーグルトジェラートの製造開始による国際大会等の視察	H27.9.3～9.6	東京都	48,812	48,812	24,406	24,406	
	163	H27.10.5	池邊　幸子	国民文化祭「ティーンズアートフェスティバル」参加及び国民文化祭かごしま2015視察	H27.11.7～11.8	鹿児島県	20,195	20,195	10,098	10,098	
	167	H27.10.16	大薮　裕介	農・乳製品製造の先進地域（北海道）への視察研	H27.10.19～22	北海道	90,821	74,530	37,256	37,256	
	168	H27.10.16	大薮　沙紀		H27.10.19～22	北海道	90,821	74,530	37,256	37,256	

ふるさと創生基金事業補助金過年度との比較
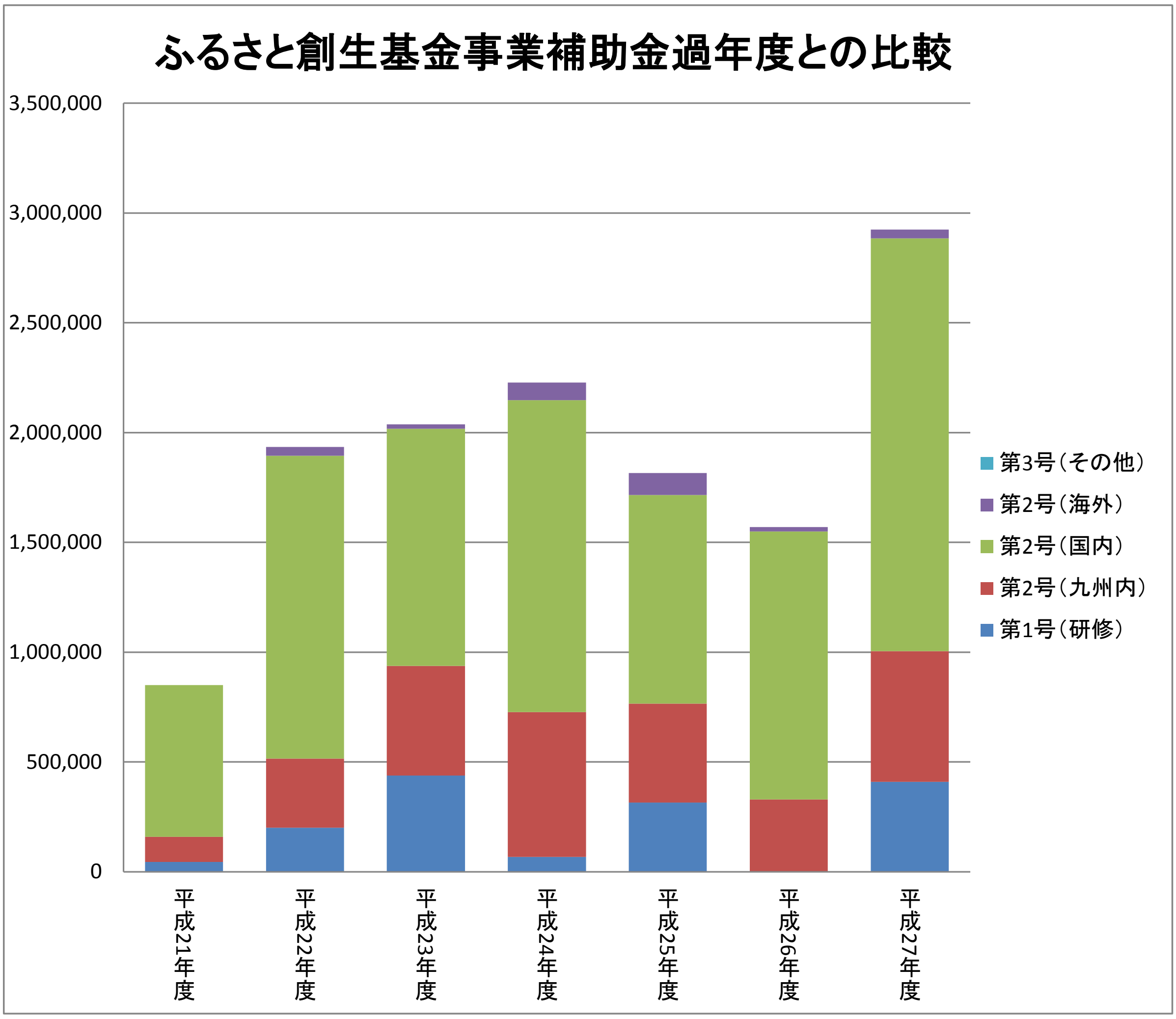
年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
第1号（研修）	44,500	200,000	437,400	67,000	315,700	0	409,034
第2号（九州内）	115,000	315,000	500,000	660,000	450,000	330,000	595,000
第2号（国内）	690,000	1,380,000	1,080,000	1,420,000	950,000	1,220,000	1,880,000
第2号（海外）	0	40,000	20,000	80,000	100,000	20,000	40,000
第3号（その他）	0	0	0	0	0	0	0
年度計	849,500	1,935,000	2,037,400	2,227,000	1,815,700	1,570,000	2,924,034